

# 和歌山縣報

第八百八十六號

明治四十二年六月二十一日

## ○縣令

○和歌山縣令第二十九號

明治四十年三月法律第十一號第一條ニ依リ醫師癩患者ヲ診斷シ若ハ死體ヲ檢案シタルトキ及該患者轉歸シタルトキノ届出ハ左ノ様式ニ據ルヘシ

明治四十二年六月二十一日

和歌山縣知事 伊澤多喜男

(第一様式)

癩患者届出  
死 者 届 出

病 種	輕 重	別	傳 染	ノ	關 係	遺 傳	ノ	關 係	發 病	年 月 日 時	診 斷	月 日 時	發 病	
													地	年 月 日 時
結節癩斑紋癩混合														
癩ト記スルカ如シ														

和歌山縣報 第八八十六號 明治四十二年六月二十一日

(明治三十三年五月八日第三種郵便物認可)

住	所	職	業	主	戶	氏	名	ト	シ	テ	領	柄	主	患	者	氏	名	年	齡
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

消毒法指示ノ概況

右何處ニテ診斷ス(檢案ス)此段及御届候也

郡市町村

主治醫 氏

名 印

明治 年 月 日何所ヨリ發送(月月時領收)當該官吏接受ノトキ記入認印

宛

(第二樣式)

癩患者轉歸届

病 種 全治月日時死亡月月時 住 所 氏 名

消毒法指示概況

右及御届候也

明治 年 月 日 時何所ヨリ發送( 月 日時領收)

當該官吏接受ノトキ記入認印

郡市町村

主治醫 氏

名 印

宛

○訓令

○和歌山縣訓令第十六號

明治四十年法律第十一號癩豫防ニ關スル取扱手續左ノ通り相定ム

町	市	同	警	郡
村	役	分	察	役
役	所	署	署	所
場				

明治四十二年六月廿一日

和歌山縣知事 知澤多喜男

明治四十年法律第十一號癩豫防ニ關スル取扱手續

第一條 警察官署ニ於テ癩患者又ハ死者ノ届出ヲ受ケ若ハ患者、死者ヲ發見シタルトキハ第一號様式ノ原簿ニ登錄シ届出又ハ發見ノ日時、場所、患者、死者ノ住所氏名、年齢等一時救護者ニシテ同伴者アルトキハ其ノ住所、氏名、年齢等ヲ第二號、第三號様式ニヨリ當廳ヘ報告スヘシ

但シ市町村ナシテ一時救護セシメタル場合ハ當該市町村ヘ患者原簿ノ謄本ヲ送致スヘシ

第二條 療養ノ途ヲ有セサル癩患者及同伴者ノ一時救護並ニ其ノ取扱手續ハ本訓令及其ノ他別ニ定メアルモノ、外明治四十年九月本縣訓令第三十號行旅病人行旅死亡人及同伴者救護并ニ取扱手續ニ準據シ左ノ制限ニ從フヘシ

一、送致途中ニ要スル患者及同伴者ニ對スル食費ハ一食五錢トスルコト但特別ノ事情アルカ又ハ以上ノ標準ニ依リ難キ場合ハ此限ニアラス

一、監督員タル護送巡查ノ旅費ハ明治三十年十月内務省令第二十七號警察官吏其ノ他内國旅費概則ニ依ルコト

一、消毒藥品費ハ實費ニ依ルコト

一、警察官署ニ於テ救護セシ場合ニハ明治四十一年九月本縣訓令第三十號中市町村ノ事務ハ其署長ニ於テ取扱フヘキコト

一、警察官署ニ於テ取扱フ文書ハ直ニ知事ニ進達スルコト

一、市町村長ニ於テ取扱フ文書ハ管轄地ノ警察官署ヲ經由シテ知事ニ進達スルコト

第三條 一時救護スヘキ癩患者ハ市町村傳染病院、隔離病舎其ノ他適當ノ場所ニ留置キ相當ノ消毒ヲ爲シ病毒ノ散蔓ヲ防止スヘシ

第四條 警察官署ニ於テ一時救護シ又ハ市町村長ヲシテ救護セシメタル患者ニシテ相當ノ扶養義務者アルトキハ明治四十一年九月本縣訓令第三十號第四條ノ手續ヲナシタル後其ノ引取ヲ命ジ救護ノ爲要シタル費用ハ直ニ支辨セシムヘシ

第五條 警察官署ニ於テ明治四十年法律第十一號施行規則第二條ノ手續ヲ了シタル後療養所(所在府四成郡川北村大字市屋名 府第三區府縣立外島保養院)ニ送致ノ指揮ヲ受ケタルトキハ第四號ノ送致書及所有物件目錄ヲ調製シ病毒散蔓ノ虞ナキ方法ニ依リ巡查ヲシテ送致セシムヘシ但シ瀝車、瀝船ノ便アル地ハ可成之ニ依リ豫メ驛長、船長ニ對シ乘込日時等ヲ打合セ置クヘシ

前項送致ノ場合ニハ送致前送致人員及到着豫定日時ヲ療養所并ニ瀝車、瀝船到着地ノ警察官署

一通知スヘシ

第六條 重症者又ハ分娩後一箇月ヲ經過セサル婦女ハ醫師ニ於テ差支ナシト認ムルニアラサレハ發送スヘカラス

第七條 送致途中宿泊ヲ要スルトキハ汽車、漁船ニ依ル場合ノ外其ノ地ノ警察官署又ハ市町村長ニ協議シ宿泊所ヲ定ムヘシ

第八條 送致途中患者其所有金品ノ處分ヲサシテ請求スルトキハ送致巡查ハ豫メ發送警察官署ノ指示アリタル場合ニ限り必要ニ應シ之ヲ許可スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ送致巡查ハ其ノ處分ノ頗未ヲ物件目錄中ニ記入証明シ歸任後其ノ旨署長ニ報告スヘシ

第九條 送致途中病症危篤ト爲リ又ハ死亡シタルトキハ最寄警察官署ニ申告シ相當ノ處置ヲ求ムヘシ

前項申告ヲ受ケタル警察官署ノ一時救護並死者取扱方法ニ就テハ第二條ヲ適用ス此ノ場合ニ於テハ醫師ノ死亡證明書ヲ徴シ死亡年月日時、場所、病名、及ヒ住所氏名ヲ本籍并ニ關係アル市町村長發送警察官署及療養所ニ通知シ一切ノ手續ヲ了シタル後關係書類ニ費用ノ計算書ヲ添ヘ發送警察官署ニ送付スヘシ

第十條 送致ニ關スル諸費ハ警察官署ニ於テ送致後十日以内ニ精算書ニ証憑書類ヲ添ヘ知事ニ請求スヘシ但シ概算渡ヲ請求スルコトヲ得

第十一條 送致途中管外ニ於テ本手續第七條第九條ニ該當スル事實ノ生シタル場合ハ別ニ規定アルモノ、外當分ノ便宜ノ方法ニ依リ處置スヘシ

第十二條 警察官署ニ於テ明治四十年三月法律第十一號第九條ニヨリ醫師ヲ指定シテ癩又ハ其

ノ疑アル患者ヲ診断セシメタルトキノ診断料等ハ明治四十一年九月本縣訓令第三十號第八條ノ金額ニ準據シ十日以内ニ警察官署ヲ經テ知事ニ請求セシムヘシ

第十三條 警察官署ノ指定セシ醫師ノ診断ニ不服アル患者又ハ其ノ扶養義務者ヨリ明治四十年法律第十一號施行規則中第六條ニ依リ再診ヲ請求シ來リタルトキハ診断セシ醫師ノ住所氏名患者

ニ對シテハ其ノ住所、氏名、年齢、發病以來ノ症候、經過、系統及血族者間ニ於ケル罹患者ノ住所、職業、年齢、病症ヲ調査シ知事ニ報告スヘシ但シ第二號様式ニ依リ既ニ報告済ノ患者ナルトキハ其ノ重復ノ事項ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第十四條 一時救護セシ患者ニシテ調査ノ結果瀕ニアラサルトキハ總テ行旅病人行旅死亡人取扱手續ニ依リ處置スヘシ

(第一號)ノ一患者原簿様式 (美濃紙形)

明治年	號	本籍	種	病	發病年月日	居	氏名
發見年月日	出生年月日	住所	種	病	發病年月日	居	氏名
死休發見年月日	全治	住所	種	病	發病年月日	居	氏名
轉歸	死亡	住所	種	病	發病年月日	居	氏名
主治醫ノ住所氏名							

(男女ノ別戸主トノ) 續柄職業

生年月日

傳染ノ關係	遺傳ノ關係	病症及輕重別	療養ノ場所	患者ト其ノ他ノ者トノ居室ノ關係	資力ノ有無及其ノ財產ノ多寡	扶養義務者ノ住所氏名及財產ノ多寡	患家族ノ氏名 年 齡 及 職 業	患家姻戚ノ重ナル者ノ住所氏名	患家雇人ノ住所氏名	寄留者ノ氏名并ニ其本籍

備 考

備考 番號ハ患者一人毎ニ記入スルモノトス  
 一時救護セシ患者ニ對シ同伴者アルトキハ其住所氏名年齢并ニ患者トノ續柄ヲ附記シ及  
 ビ救護顛末ヲ記入スルコト

(第一號)ノ二

貨	幣	所有者	患者	氏名
		同伴者	者	
金	携帶物品	何々	何々	何点
		何々	何々	何点
出	何々購求 何々使用			
入	寄附差入金			
計金	計	何点	計	何点

備考

年月日

本人ト共ニ

扶養義務者住所氏名へ交付

市町村長へ交付

本人死亡ニ付行旅病死亡者取扱規程ニ準シ處置ス

收容所へ送致



備考 一時救護者ニ對スル物件ハ本様式ニヨリ記入シ原簿ニ添付スルモノトス

(第二號)

癩患者發生  
癩患死體發見

報告様式 (美濃紙形)

明治 年	號	本籍	住所	職業	氏名	生年月日	轉歸	死體發見	發病	屆出	發見	主治醫ノ住所氏名	病症及輕重ノ別	傳染ノ關係	遺傳ノ關係	療養ノ場所并ニ適否
							年月日時	年月日時	年月日時	年月日時	年月日時					
							全治	時	日	日	時					
							死亡	時	日	日	時					

實力ノ有無及財産ノ多寡	扶養義務者ノ住所氏名及財産ノ多寡	患者死者取扱并ニ消毒濟否	状況	一時救護ノ狀況旅行及經歷市町村長チシテ救護セシメタルトキハ其ノ理由	療養所へ收容チ必要トスルトキハ其ノ理由	費用處辨ノ顛末

備考

右及報告候也

年 月 日

署 長 名

宛

備考 各事項ニシテ様式へ記入シ得サルトキハ別紙ヲ添付スヘシ

一時救護セシ患者ニ對シ同伴者アルトキハ其ノ住所氏名年齢并ニ患者トノ續柄及共ニ救護ヲ要スル理由ヲ記入スルコト

(第三號) 癩患 全死 報告樣式

明治 年 號 住所

病 種 氏 名

全 治 年 年 月 月 日 日 時 時

消 毒 濟 否 ノ 狀 況

費 用 處 辨 ノ 願 末

其 ノ 他 必 要 事 項

右 及 報 告 候 也

年 月 日

署 長 名

宛

(第四號)ノ一 送致書樣式

第 號	本 籍
病 種	住 所 (男女ノ別戸主トノ續柄)
救 護 初ノタル	業 氏 名
發 送 ノ年月日時	生 年 月 日
身 体 ノ 狀 況	
所 有 物 件	
扶 養 義 務 者 ノ 住 所 氏 名	
救 護 ノ 概 況	
送 致 ノ 方 法	
一 同 伴 者 ノ 住 所 氏 名 年 齡 并 ニ 患 者 ト ノ 續 柄 及 ヒ 其 所 有 物 件	

右和歌山縣知事ノ命ニ依リ及送致候條可然御取計相成度候也

年 月 日

發 送 官 署 名

第三區府縣立外島保養院御中

知事宛

備考

- 一、徴收金額ハ所屬年度ヲ開ハス四月一日ヨリ九月三十日ニ至ルモノ及十月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ルモノヲ掲記スルモノトス
- 二、過誤納ニ依リ納税人ニ下戻シタル金額アルトキハ徴收金額中ヨリ之ヲ控除シ其ノ旨備考ニ記載スルモノトス
- 三、交付金ハ町村毎ニ算出シ厘位未滿ハ四捨五入スルモノトス
- 四、市ハ町村名及合計欄ヲ除クモノトス

○告示

○和歌山縣告示第百七十六號

北海道ニ於テ本年度殖民區畫ヲ施設スヘキ豫定地左記ノ通公示シタル旨令廳長官ヨリ通知アリタリ

明治四十二年六月二十一日

和歌山縣知事 伊澤多喜男

北海道廳告示第百八十六號

明治四十二年ニ於テ新ニ區畫ヲ施設スル殖民地ヲ左ノ如ク豫定ス

明治四十二年五月三十日

北海道廳長官 河島 醇

一 豫定箇所

河西支廳管内

國 郡 區 畵 地 名

地 積 概 算

十勝 十勝 上浦幌(増畵)甲乙 丙丁

町 步  
三五四、四九二

同 同 湧洞(増畵)甲乙

一五〇、〇〇〇

同 同 オイカマナイ(増畵)

二六、一六〇

同 廣尾 野塚(増畵)甲乙

一、五三七、八〇七

同 同 上當縁甲乙

四三三、三三〇

同 同 上歴舟モンベツ(増畵)甲乙

五七四、五六〇七

同 同 フクコベツ甲乙

七〇〇、〇〇〇

同 同 下フクコベツ

五八、〇〇〇

同 河西 上美生(増畵)

四一五、二七〇

同 同 上伏古別(増畵)甲乙

一一六、六六〇

同 上帶廣(増畫) 八〇、六〇〇

同 浦河支廳管内

日高 沙流 ウシヤブ(増畫) 八四、〇〇〇

同 同 ナエイ 九四、一〇〇〇

同 同 貫氣別 四九六、六〇二

同 同 長知内 六六、四六〇

同 釧路支廳管内

釧路 阿寒 雪裡(増畫) 二七四、七〇二

同 同 クチヨロ(増畫) 二六一、二四〇

同 足寄 利別川上(五百九十四萬八千坪ノ内) 一、九六、二六〇

同 同 上陸別 實地再調ノ上施設ノ箇所) 一〇九、三三〇

同 同 リクンベツ(増畫) 二六一、六六〇

同 同 上足寄(増畫) 一、三三一、〇〇五

同 同 白糠 上茶路 三三〇、三〇七

同 同 上庶路 四一五、四二〇

同 宗谷支廳管内

北見 枝幸 頓別(増畫) 甲乙丙 一、六四、七七五

丁戊

同

同

ケトメノ

六五〇、〇〇〇

同

同

オチシユベツ(増書)

一四一、六六〇

同

同

上幌別(増書)甲乙

三、六六七、九九元

同

同

ユーチ(増書)

一、五二四、三三〇

同

同

上聲聞

三、七五〇、〇〇〇

同

網走支廳管内

上聲聞

二、九六六、六六〇

北見

網走

ツメツ(増書)

一、〇一〇、四一〇

同

同

翻木食(増書)甲乙

三、五三〇、〇〇〇

同

同

ケモチヤブ

一、〇六四、〇〇〇

同

同

藻琴(増書)甲乙丙

九二〇、一〇三

同

同

キキン(増書)

三、七、一六三

同

同

活汲(増書)

七二〇、九五五

同

同

メマンメツ(増書)

五、四六、六六二〇

同

同

アツカベツ(増書)甲乙

三、六、八七一五

同

同

止別(増書)

一、六六六、六六二〇

同

同

斜里

一、六六六、六六二〇

同

同

イワウベツ

一、六六六、六六二〇





同

同

上雄武

四七三、九七〇

同

同

上幌内

四七三、三三〇

同

同

中幌内 甲 乙

二五九、八六〇

天楯

天楯

遠別(増畫)

一、一〇五、五〇〇

同

同

ウブシ(増畫) 甲 乙

四七九、三三〇

同

同

オスブナイ(増畫)

三三六、六六〇

同

同

トイカメメツ(増畫)

三三〇、〇〇〇

同

同

エカセン

一三六、六六〇

同

同

上エモエロベツ(増畫)

一、七三三、三三〇

同

同

上下サロベツ(増畫)

一、四六三、三三〇

同

同

オタコメベツ(増畫)

一、三三三、三三〇

同

同

古丹別(増畫)

八四、六〇〇

同

同

モチユクヘツ(増畫)

二九、六六〇

増毛

岩尾

二九二、三三〇

舎熊

三二六、六六〇

膽振

勇拂

シムカブ(増書)甲乙  
丙丁

七六、三三〇

同

同

下トマム

四三、三三〇

石狩

上川

チカルメツ

一四六、〇〇〇

同

同

北愛別

二二四、三三〇

同

同

イシカリカラブ(増書)

六六、六三〇

同

同

バンケアイベツ

一〇〇、〇〇〇

同

同

マタルークシユアイベツ(増書)

四〇、〇〇〇

同

同

エタメベツ甲乙

三六二、三三〇

同

同

愛別(増書)甲乙

六六、六三〇

天塩

同

剣淵(増書)甲乙

一四六、三三〇

同

同

上タヨロマ(増書)

二〇〇、〇〇〇

同

同

下タヨロマ(増書)

六六、六三〇

同

同

オンチベツ(増書)甲乙丙

一、六四九、九三〇

同

同

イヌンウシユベツ(増書)甲乙

一三二、六三〇

同

同

イバノマブ(増書)

四五五、〇〇〇

同

同

同

同

同 同 和装(増書) 六〇六、六三〇

同 同 ベナツベ(増書)乙 六四二、六二〇

同 同 ベンケヌカナマア 二六六、六六二

同 同上別 三〇九、三三〇

同 中川 五七、六二五

同 同 ヒウカ(増書) 三二、〇〇〇

同 同 オンテナイ(増書)乙 三、五二〇

同 同 バンケサクルー 三六、六二〇

石狩 雨龍 チカブホツ 一〇三、三三〇

同 同 ホロカナイ(増書) 二五、三三〇

同 同 榎戸 上トツク 九六、六二〇

同 同 トツク字ワツカウエムベツ(増書) 三八三、三三〇

石狩 札幌支廳管内 シララツカリ 一八四、七五一

室蘭支廳管内 鉈田 カブケス乙 一八四、七五一

膽振 鉈田 カブケス乙 一八四、七五一

同 同 イマンフレマツ

同 同 ボメツ

同 同 有珠 メンケメツ

同 同 長流川上流(増書)

同 同 函館支應管内

同 同 山越 サツクルメシユベ(増書)

同 同 バンケルメシユメ(増書)

同 同 紋別

同 同 トマムナイ

同 同 小樽支應管内

同 同 古平 澤江

同 同 クンケ

同 同 岩内支應管内

同 同 岩内 幌似(増書)

同 同 虻田 俱知安(増書)

同 同 同 (字クトサン)

同 同 ニセイコアンベツ(増書)

同 同 カシユブニ(増書)

同 同 壽都支應管内

1111, 11110

1110, 0000

1191, 11110

755, 6610

615, 0000

158, 8107

139, 1417

110, 9515

31, 6610

159, 7010

264, 9611

401, 3110

333, 3310

152, 5810

848, 4015

後志	寄都	湯別	一、八三六、〇九四
同	同	ホロカシユント(増畫)	二四一、一〇〇〇
同	同	上來馬	一五、〇三三
同	磯	谷ノサンベツ(増畫)	一〇〇、〇〇〇
同	島牧	コメチヤナイ	九七三、〇〇〇
同	檜山支廳管内		
波島	再志	小茂内	三三五、三三〇
同	同	突符	七〇、〇〇〇
同	同	清水	一〇一、六六〇
同	同	上目名	五六、六六〇
同	同	土橋	七、五〇〇
同	同	下目名	九〇、八三〇
後志	久遠	久遠	五六、一〇一
同	奥尻	釣懸	一、〇九四、〇〇〇
同	同	赤石	二〇六、七二五
同	同	藥師	一、〇七、七二五
二	國有未開地ニ屬スル區畫豫定地ハ北海道國有未開地處分法ニ依ル賣拂貸付等ノ處分ヲ停止ス		
三	明治三十九年廳令第九十六號第二條ニ依ル貸付地豫定存置出願期日ハ本年九月三十日迄トス		
四	殖民地區畫地ノ豫定ヲ廢シ若クハ其他ノ都合ニ依リ豫定存置出願ノ箇所ヲ變更指定スルコト		

アルヘシ

○和歌山縣告示第百七十七號

明治四十二年二月和歌山縣告示第四十九號第十回關西府縣聯合共進會規則中左記ノ通追加及更正セリ

明治四十二年六月廿一日

和歌山縣知事 伊澤多喜男

左記

「第三十條」ノ下ニ左ノ條文ヲ加フ

出品中審査ノ果優等ト認メタルモノハ其出品人ニ對シ一等ヨリ四等ニ至ル等級ニ從ヒ農商務大臣ニ褒賞ノ授與ヲ申請スルモノトス

「第三十一條」ノ下ニ左ノ條文ヲ加フ

一人ニシテ同一類中數個ノ褒賞ヲ受クヘキトキハ賞牌ハ最高等ノモノ一個ヲ授與シ其他ハ証狀ノミヲ授與ス

「第三十二條」ノ下ニ左ノ條文ヲ加フ

第一部乃至第十部ニ列記スル物品若ハ事項ニ關シ特別ノ功勞アルモノハ其人ノ存亡ニ拘ハラズ特ニ功勞賞ノ授與ヲ農商務大臣ニ請フモノトス

「第三十四條」ノ五字ヲ削ル

「第三十五條」ヲ「第三十四條」ニ改メ以下順次繰上ク

「第四十六條」(元第四十七條)ノ下ニ左ノ條文ヲ加フ

審査長、審査部長、審査官審査員ハ農商務省ニ其派遣ヲ請フモノトス

「第四十七條」(元第四十八條)ノ下ニ左ノ條文ヲ加フ

審査長ハ審査ニ關スル諸規程ヲ定メ審査事務ヲ統理ス審査部長ハ審査長ノ命ヲ承ケ其部ニ屬スル出品ノ審査及之ニ關スル事務ヲ監理ス審査官ハ審査長及審査部長ノ指揮ヲ受ケ出品ノ審査及之ニ關スル事務ヲ分掌ス

審査員ハ審査部長及審査官ノ指揮ヲ受ケ審査ヲ補助ス

○和歌山縣告示第百七十八號

左記ノ者本縣師範學校卒業ニ付小學校本科正教員免許狀ヲ授與セリ

明治四十二年六月二十一日

和歌山縣知事

伊澤多喜男

記

和歌山縣平民

森義一

明治二十一年二月七日生

○和歌山縣告示第百七十九號

大分縣ニ於テ牛疫豫防ノ爲メ發布シタル明治四十一年十一月縣令第九十五號ハ本月五日限り廢止セシ旨通知アリタリ



明治四十二年六月廿一日

和歌山縣知事 伊澤多喜男

○ 辭 令

○ 明治四十二年六月十七日

給三級俸

職務格別勲勵ニ付特ニ金參拾圓賞與ス

農林學校助教諭 木村 達

○ 町村吏員ノ異動

○ 明治四十二年六月十八日認可

那賀郡長田村長 中谷彦次郎

○ 明治四十二年六月十九日認可

海草郡塩津村助役 森山嘉助

○觀象

自六月十六日至十八日氣象

(和歌山測候所觀測)

種目	六月十六日		六月十七日		六月十八日	
	前	本	前	本	前	本
平均氣壓	七五七耗二	七五七耗〇	七五九耗二	七五六耗九	七五七耗一	七五七耗三
平均氣溫	二一度五	二〇度三	二一度六	二一度三	二三度二	二〇度九
最高氣溫	二五度〇	二四度九	二五度〇	二五度八	二六度四	二四度二
最低氣溫	一八度四	一四度八	一八度〇	一七度六	一九度六	一七度八
最多風向	西南四	西南四	西南四	西南四	南	西
平均風力	一米七	一米六	二米三	二米四	八米五	〇米八
天氣	半晴微雨	晴	曇	半晴	雨曇	曇
降水量	〇耗四		〇耗〇	二耗六	一耗〇	〇耗〇
記事現象	早朝微雨		夜間降雨	夕刻ヨリ降雨午後八時半北々四ニ於テ電雷	前夜來ノ降雨午後二時歇△午前十時ヨリ南方ノ強風吹	夜間降雨

明治四十三年六月二十一日印刷  
明治四十三年六月二十一日發行  
(每月三日六日九日十二日十五日十八日二十一日二十四日二十七日三十日發行)

和歌山縣知事官

和歌山市北休賀町六番地  
印刷人 關  
和歌山市北休賀町六番地  
七